

平成28年度 香川森林管理事務所管内概要



飯野山国有林（讃岐富士）



1. 森林の現況

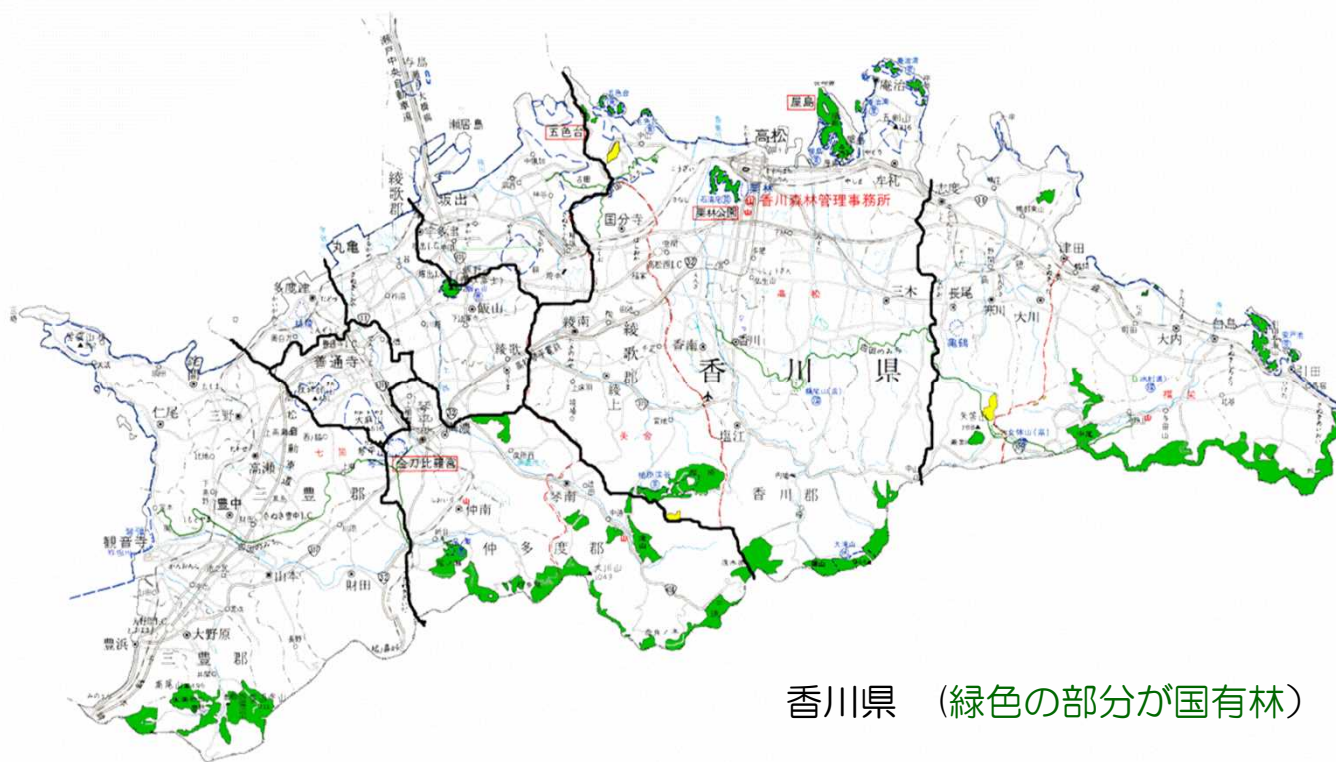


香川県の県土は約187千ha、うち森林面積は約88千ha（森林率47%）あります。そのうち国有林は7.5千ha（県森林の9%）あり、香川県の県土のうちの4%が国有林です。

国有林は、主に徳島県境部の讃岐山脈にまとまって分布しているほかは、兼割、滝山、屋島、飯野山（讃岐富士）等小規模に分布しています。

国有林の人工林面積は5.1千ha（人工林率68%）となっており、そのうちヒノキが59%を占めています。また、人工林の齢級配置は8齢級（36～40年生）以上が全体の85%を占めており、地球温暖化対策に向けた二酸化炭素吸収源としての機能や、資源の循環利用推進の観点から、間伐や主伐、そしてその後の更新を適切に実施しています。

このほか、大部分の森林を保安林に指定するとともに、瀬戸内海国立公園に指定されている屋島を始め、景観の優れた森林は保健・休養の場として広く親しまれています。



香川県（緑色の部分が国有林）

2. 機能類型



国有林野の管理経営に当たっては、**公益重視の管理経営を一層推進**するため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて「山地災害防止タイプ」「自然維持タイプ」「森林空間利用タイプ」「快適環境タイプ」「水源涵養タイプ」に区分し、それぞれの森林の機能の発揮に資する森林施業を実施することとしています。

管内には、「**山地災害防止タイプ**」「**森林空間利用タイプ**」「**水源涵養タイプ**」の3つのタイプがあります。



「山地災害防止タイプ」(対象面積115ha)

土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林



「森林空間利用タイプ」(対象面積1,714ha)

スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林



「水源涵養タイプ」(対象面積 5,697ha)

国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林

3. 市町別国有林面積(機能類型別 ha)



市町	山地災害	森林空間	水源涵養	計
高 松 市	9.50	908.72	487.00	1,405.22
丸 亀 市		77.90		77.90
坂 出 市		24.14	0.12	24.26
観 音 寺 市	0.38		1,185.99	1,186.37
さ ぬ き 市	32.73	43.57	73.51	149.81
東 か が わ 市	25.51	257.05	1,613.44	1,896.00
小 豆 島 町				(58.15)
三 木 町			106.31	106.31
綾 川 町		253.17	359.75	612.92
ま ん の う 町	46.55	149.53	1,871.31	2,067.39
計	114.67	1,714.08	5,697.43	7,526.18

※小豆島町は官行造林のみ(外書)



森林空間利用タイプ：屋島国有林(高松市)

4. 民有林への貢献



国有林野事業は、公益重視の管理経営の一層の推進及びわが国の森林・林業再生への貢献を旨として、民有林との連携に積極的に取り組み、民有林へ貢献することとしています。

国有林のフィールドを活用した現地検討会の開催

低コストで高効率な作業システムを推進するための森林作業道作設技術現地検討会や、コンテナ苗を導入することにより植付工期の向上や労働強度の低減に資する低コスト造林現地検討会など、民有林関係者を対象に、コスト削減や安全推進等ニーズにあわせた現地検討会を積極的に開催しています。



森林作業道作設技術現地検討会
(東かがわ市)



低コスト造林現地検討会
(高松市)

民国連携した森林整備の推進

国有林と隣接する民有林等との間で森林施業を一体的に整備することにより、効率的な森林整備が図られます。また、そのことにより、豊かな環境づくりや林業の活性化を通じて地域振興に資することができることから、管内3箇所で「森林整備推進協定」を締結し、「森林共同施業団地」を設定しています。

- * まんのう町・三好市東みよし町地域の森林整備に関する協定
- * 勝浦・太刀野地域の森林整備推進に関する協定
- * 東かがわ市・阿波地域の森林整備推進に関する協定

5. 安全・安心への取り組み



住民が安全・安心できる暮らしを確保することを目的に、治山事業により、荒廃地の復旧や保安林の整備を計画的に進めています。

また、事業の実施に当たっては、民有林と連携して、事業調整を図りながら、流域全体の保全に努めています。

治山・溪間工

溪間工事は、土石流の発生時には流出を抑止します。

また、荒廃した溪流の勾配を緩和するなどして、浸食を防止し、崩壊の発生を防ぎます。



荒廃した溪流に設置された堰堤
(谷止工・杵多尾国有林)



緩和された溪床勾配
(堰堤の左側部分)

治山・山腹工

崩壊地には、山腹工事を施工し、緑化したりさらなる崩壊しないよう固定します。また、下部に危害を加える落石の恐れがある場合もネットを使用するなどして災害を防ぎます。



県道直下の崩壊地を回復
(引田与治山国有林)



下方にある観光道路への落石を防止
(屋島国有林)

6. 森林・林業・木づかいの普及啓発



森林環境教育や木材利用推進の一環として、教育関係機関等と連携して森林教室を開催したり、外部関係団体主催のイベントへの参加等を行っています。

これらの取組みを通じて、森林の役割や木づかいの大切さを伝え、国民のみなさまの森林に対する理解と関心を高めるよう努めています。



森林教室（高松市屋島東小）



木工教室（丸亀市飯山小）



源平屋島の森でボランティアたちと
森林整備（高松市屋島）



ウッディフェスティバルに参加
（高松市サンメッセ）

7. 森林整備



間伐・木材生産

自然環境の保全等に十分な配慮を行いながら、森林資源の持続的・計画的な供給に努めています。特に、地球温暖化防止への貢献、健全な森林の維持増進を図るために、間伐を積極的に推進しています。間伐には、伐った木材を活用する場合と、地力の維持や経済性の観点から林内に存置する場合があります。

また、間伐を進めるに当たっては、高性能林業機械を活用して低コストで効率的に推進するため、路網の整備を進めています。



グラップルによるフォワーダへの積み込み作業



整備が進む簡易な林内路網

植栽・造林

森林資源を循環的に造成するため、伐採を行った跡地にはヒノキ等を植栽し、その後も下刈、除伐等の手入れを行うなどして、健全な森林を整備しています。また、松くい虫による被害の拡大を防ぎ、貴重なマツ林を保護するための対策にも取り組んでいます。



真夏に行う下刈作業（大相国有林）



普及が進むコンテナ苗

8. 公園・保安林等



国有林野の大部分は、水源涵養や保健保安林及び国立公園、県立自然公園に指定しています。

このため、県・市・町や関係機関等と連携を図りながら、「地域に開かれた国有林」として管理経営に努めています。

保安林

(単位: ha)

種類	水源涵養	土砂流出防備	潮害防備	干害防備	魚つき	航行標目	保健	風致	計
面積	5,271	733	33	5	146	0 (0.06)	1,304	523	8,014

自然公園

名称	面積(ha)
瀬戸内海国立公園	836
だいせん 大滝大川県立自然公園	779

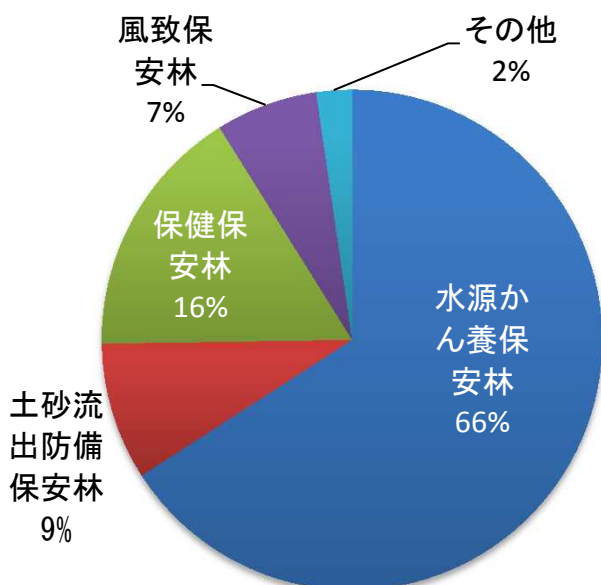
レクリエーションの森 (自然休養林)

名称	面積(ha)	備考
大滝山自然休養林	258	S48.11.1指定 S54. 4.1一部追加

レクリエーションの森 (風景林)

名称	あどいけ 安戸池	あじわん 庵治湾	屋島	いわせお 石清尾	五色台	飯野山	かしはら 柏原溪谷	計
面積	184	65	366	123	90	102	253	1,183

保安林



森の巨人たち百選「大屋敷のケヤキ」 (鷹山国有林)



9. H28年度主要事業



区分			単位	平成28年度	前年度比 (%)	備考
収穫量	立木販売	主 伐	m3	11,000	185	分収造林、主伐
		間 伐	m3	1,000	—	分収造林
		計	m3	12,000	202	
	分 収 育 林		m3	1,867	118	新規物件
	製 品 生 産		m3	7,303	197	保育間伐(活用型)の立木材積
	そ の 他		m3	3,340	89	保育間伐(存置型)、支障木等
	計		m3	12,510	97	
	合 計		m3	24,510	130	
生 産 事 業	製 品 生 産		m3	4,900	98	保育間伐(活用型)
造 林 事 業 (保安林整備事業含む)	下 刈		ha	19	317	
	除 伐		ha	6	—	H27年度翌債
	除伐Ⅱ類		ha	3	—	H27年度翌債
	保 育 間 伐		ha	73	64	保育間伐(活用型・存置型)
	衛 生 伐		m3	200	100	
	作 業 路 網		km	3.3	32	保育間伐(活用型)
松くい虫防除	地 上 散 布		ha	35	100	
	樹 幹 注 入		本	170	—	
林 道 事 業	新 設		km	0.36	120	中尾12林道専用道 H27年度翌債
	改 良		km	0.06	20	東多治川 H27年度翌債
治 山 事 業	災害関連緊急		箇所	1	—	H27年度翌債
	予 防		箇所	1	—	

10. 沿革等



沿革

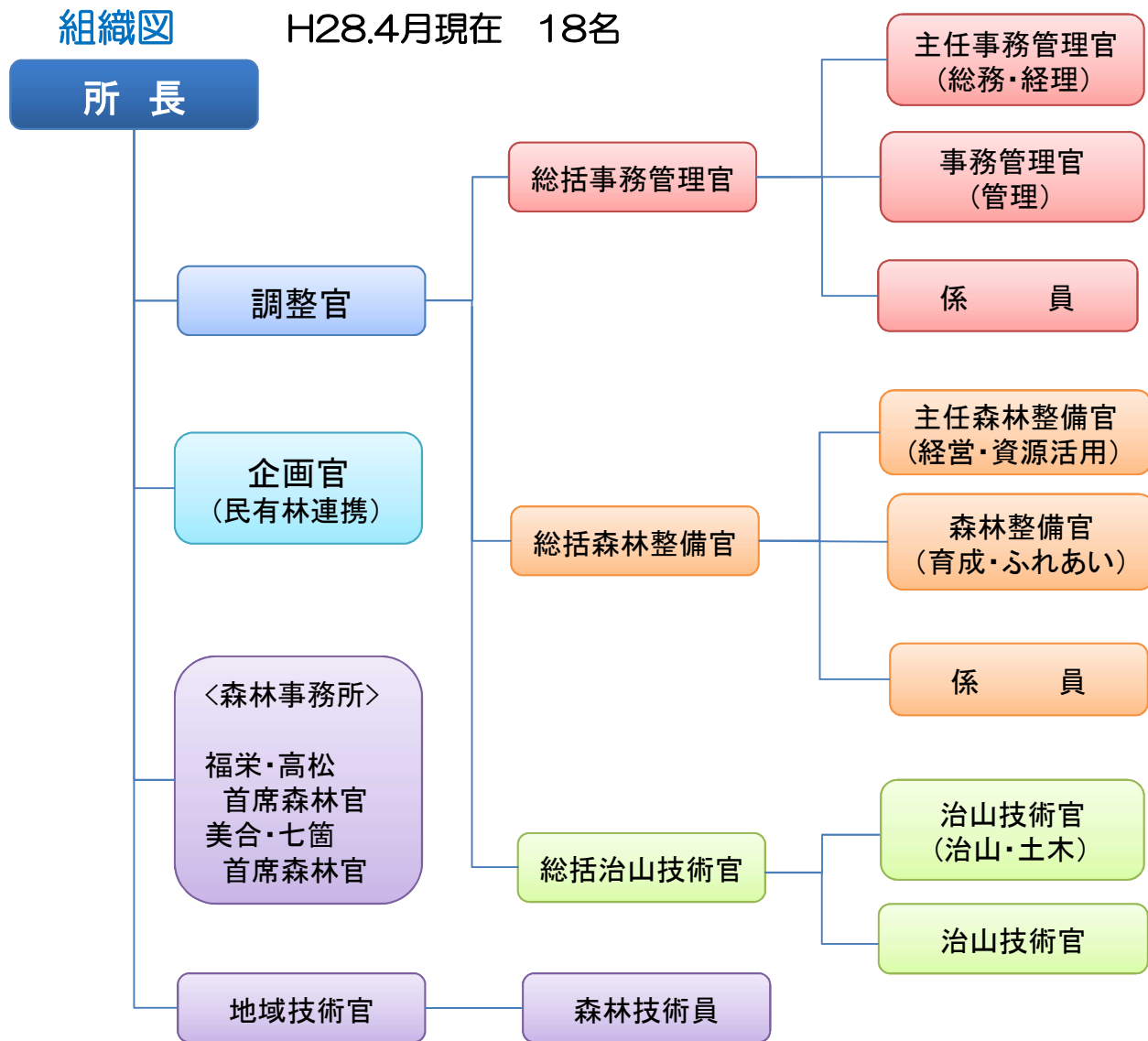
当所の国有林は、元の高松・丸亀・多度津の各藩に属していたものを、藩籍奉還によって官林となり、数度の機構改革を経て、大正13年12月に高知大林区署が高知営林局と改称された際、高松営林署と改称されました。

庁舎は、昭和59年1月に、高松市丸の内から現在の高松市上之町に移転しています。

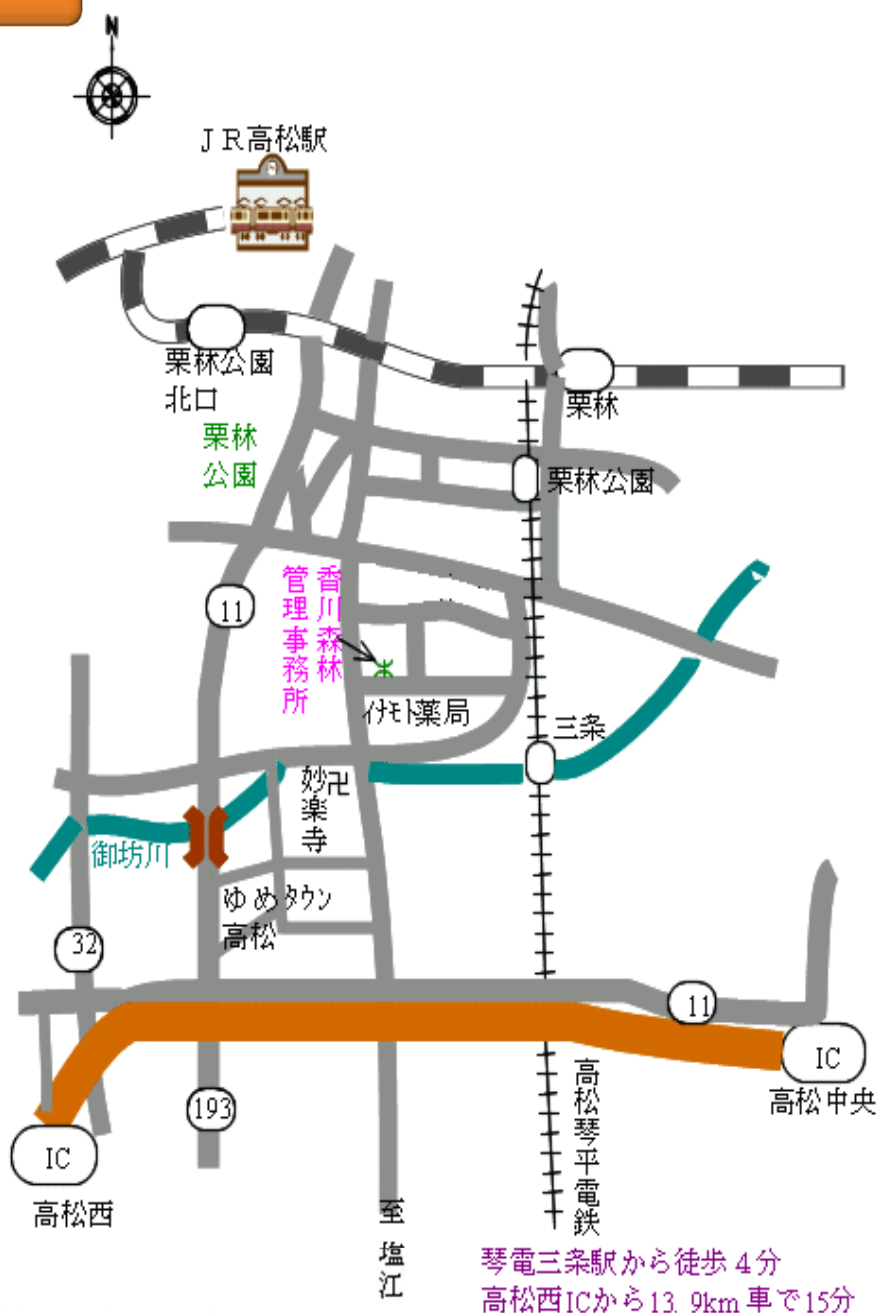
その後、平成11年3月に、四国森林管理局直轄の機関として香川森林管理事務所と改称され、管理経営の方針を木材生産機能重視から公益的機能重視に転換し、事業を進めています。

組織図

H28.4月現在 18名



11. アクセス



四国森林管理局 香川森林管理事務所

〒761-8064

香川県高松市上之町2丁目8-26

TEL 087-866-6622

FAX 087-867-3043

E-mail : shikoku_kagawa@maff.go.jp